

The Mediator Agency of Overseas students : Empirical Research on the Chinese Students Studying in Japan Case

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/35760

留学仲介という斡旋組織について —中国山西省の日本留学仲介業務を例として

人間社会環境研究科 人間社会環境学専攻
張 浩 明

要旨

本稿は中国における留学仲介業という斡旋組織を考察した。国際間の移民研究においては、メゾレベルの仲介斡旋組織が重要な意味を持っていることが指摘されているが、留学という移動形態を対象に留学仲介を考察した研究は少ない。本研究は留学仲介の実例として中国山西省の留学仲介業者を調査し、留学希望者の募集、そしてその後渡航するまでの仲介作業を明らかにした。その結果、送り出す側中国と受け入れ国日本の所得システム、教育システム等の違いから、留学仲介業が必要となっていることを明らかにした。留学仲介業者が介在する必要が生まれてくる原因として、中国社会については、従来からの社会主義システムが現在の社会変化に追いついていない点、そして日本では従来留学生研究から留学仲介が留学生の「質」の低下の原因とされていたが、「質」低下の問題の原因は日本側の留学生受け入れ市場の設計に問題がある点を指摘し、双方の社会に存在する問題点についても指摘した。

中国における留学仲介という中間組織の発生と変化を移住システム論の視点から検討した結果、業種として社会に認知され始める1990年代中ごろから「相互扶助型」から「市場媒介型」に変化したといえる。

キーワード

留学仲介、斡旋組織、留学生

The Mediator Agency of Overseas students:

Empirical Research on the Chinese Students Studying in Japan Case

ZHANG Hongming

Abstract

In Migration System Theory, the mediator agency is an important area in international migration research. However, relevant research on overseas students is still rare.

This review focused on the work of overseas students. Through this investigation and analysis, it is hoped that a better understanding of mediator agents will be gained.

The mediator agent's work is not only profitable, but it also offers tangible services for migrant students. The information on travel and practical planning arrangements that they offer may possibly lower the migrant student's risk and costs.

The principal reason for this was given in the conclusion. To Chinese students, studying abroad

is tantamount to transferring to a different ideological system. This different ideology is also linked with the educational, income, and tax systems.

To solve this kind of confusion existing between the sending and receiving countries, the mediator agent needs to build bridges of mutual understanding between the receiving country and individual migrant students. Besides, mediator agents also exert great influence on the processing of documents for migrant students.

Through the analysis mentioned above, this empirical research may offer clues on the social-networks of migrants. Still, the “market-leading agent model” and “mutual-assistance network model” need to be researched more thoroughly.

Keywords

Overseas students; Mediator agency; International Migration

1. はじめに

仲介は国際移民が経由する重要なルートである。とりわけ準移民¹である留学生の派遣においては留学仲介が重要な位置を占めている。中国人私費留学生のうち、6割²以上が仲介ルートを経由して海外に渡っており³、国際間の移民問題を考える際、仲介という存在について考察することは重要な意味を持っている。

ところが留学仲介を直接考察対象とした研究は少ない。受け入れ国日本における研究では、仲介が受け入れ国からみた移民の「質」にどのような影響を与えていたかという分析視点に留まっており、中間搾取ではないかとの否定的な見解が一般的である。送り出す側中国では、移民仲介という存在はやむをえず選択しなければならない過程であるものの、トラブルになった事例などから良くないイメージを帯びている。それでは仲介はなぜなくならず、必要とされ存在し続けているのだろうか。本研究は合理的かつ平等な視点をもって受け入れ側、送り出す側そして仲介の三者を扱い、仲介の中でも留学仲介を対象としてその実態について考察する。

まず先行研究とそれに対する問題意識を整理し、次に筆者が中華人民共和国山西省の留学仲介参加調査で収集した一次資料を材料として、留学仲介がどのように形成され、展開しているか、そ

して国際移動希望者に対してどのような役割を果たしているかを提示する。山西省はあくまでも中国の一地域であり、中国全体の状況として普遍化できるかは別稿で検討したい。まずは山西省における留学仲介という斡旋組織を検討することによって、移民仲介研究に新たな分析視点と調査事例を提示したい。以上の分析を通して、さらには仲介という中間組織が存在する理由となっている双方の社会の問題についても明らかにしたい。

2. 先行研究

はじめに留学仲介あるいは仲介斡旋組織に関する先行研究について提示してみたい。

2.1 留学生研究－留学仲介という視点の発生

中国人留学生に関する研究は多数存在している。受け入れ国日本においては、留学生の拡大募集政策が打ち出されたことから、留学生受け入れ政策や受け入れ環境づくりに関して膨大な研究成果が発表されている。その多くは、現在日本に学んでいる留学生の諸問題を検討し、新たな留学生政策を提示する内容である（薬：1990；今西：2002；浅田：2004；伊東：2008；高：2010）。留学生の増加に伴い、留学生の「質」も問題としてとりあげられるようになるとともに（寺倉：2009）、いかにして良い留学生を呼び込むかが検討課題になった

(中央教育審議会:2003)。「質」の良い留学生像の検討の段階に入ると、学生の評価基準や、送り出す側社会の教育制度や留学生派遣制度が問題として指摘された。そして、送り出す国の政治制度および長年続く社会制度など、「一セットの複雑な諸要因」へと問題を掘り下げて検討するものも現れた(古山:2007;周:2005)。

上記の留学生に関する先行研究は意義深く、かつ優れた研究であるが、ほとんどの研究はマクロ視点の制度の説明であり、送り出す社会についてのミクロやメゾレベルの研究は少ないといえる。特に検討したマクロ制度と実際のミクロの状況とは全く違う場合もある。また、目的は主にメゾレベルの仲介が受け入れ国からみた留学生の「質」にどのような影響を与えていたかという分析視点に留まっている(庚:2011;南山大学国際教育センター:2010;全国学校法人立専門学校協会:2011)。また、Gracia LIU-FARRERは中国福建省出身の留学生を例にして、斡旋仲介会社から送りこまれた人が、特殊なソーシャルネットワークを持っており、膨大な仲介料金の徴収や不法滞在の助長とながっているという意見をのべた(Gracia LIU-FARRER:2008)。留学生の「質」の問題を留学生仲介会社のせいにした研究もある(稻井:2010)。

留学仲介は問題が存在するにもかかわらず、依然私費留学生派遣の主なルートであることは否定できない⁴。受入機関にとっても、欠かすことができない存在になっている。

留学仲介の存在理由については、明治大学の横田氏が2008年9月3日から一週間、中国の北京、大連、瀋陽の3都市にある留学斡旋機関8か所に対して訪問調査を行った(横田:2009)。留学仲介会社の一般的な情報や営業内容は十分ヒアリング調査したもの、留学仲介の実態については触れていない。留学生研究の現在を考えると、留学仲介の研究は重要であるものの未だ不十分な分野であり、実例の提示と分析を行うことが必要である。

2.2 移民研究からみた仲介斡旋組織に対する指摘

移民研究の主な理論の一つは古典経済学のプッシュ・プル要因論である。これは送り出し国(地域)の人口過剰・貧困・低所得(賃金)などをプッシュ要因とし、受け入れ国の労働力不足・高所得(賃金)をプル要因として移民と労働力の移動を考えた理論である(Lalonde and Topel, 1997)。しかし、受け入れ国は自国の労働力市場を守るために、単純労働力の流入を規制し、就労制限を設定している。そのため留学生は受け入れ地で非正式な就業を通じて、労働力を補充している(Gracia LIU-FARRER: 2009)。留学生は準労働力としての移民に近い役割を持つようになっており、留学という手段で諸外国へ行くためにも仲介斡旋組織が必要となっている。

移民研究で次に注目されるものとして移住システム論がある。古典経済学のプッシュ・プル要因論と異なり、移民システム論は移民流動が発生する背景として植民地など歴史的背景、政治、貿易、投資と文化的な関係など幅広く設定し、一連の原因をマクロ、ミクロ、メゾの3つのレベルから考察して議論を開展する(周・阮:2003)。移住システム論の特徴は、移民自身が生み出し、発展させる中間的組織やネットワークを重視する点である。移動過程を左右する変数として社会的ネットワークを強調する(金:2011)。移住システム論の社会的ネットワークについては、血縁、地縁、知縁による家族、親族、友人の一連の人がお互い支えあうという「相互扶助型」と斡旋業者を利用した「市場型」というものが樋口氏に提起されている(樋口:2002)。樋口氏の試論では、アジア地域の場合、移住労働者の受け入れ国である中東、日本、NIESなどは基本的に家族移民を受け入れておらず、呼び寄せも難しいことから「市場型」仲介斡旋機関が必要になっていると、受け入れ国側制度と移動者側のニーズ双方から仲介斡旋組織の必要性を説明した(樋口:2001)。本論では留学という移動の形態を対象に検討するが、仲介斡旋組織の必要性はなぜ生まれているのかを、先行研究をふまえて受け入れ側と送り出す側の双方について

て原因と背景について分析する。

3. 留学仲介会社の調査

中国では出国留学が流行している。2007年中国青年報社会調査センターの調査によると、大学生のうち8割以上に留学する意欲があるという⁵。2011年の時点で、中国の留学生総数は33万9700人で、かつ毎年23%のスピードで増加している。そのうち私費留学は31万4800人で92%を占めている⁶。私費留学生のうち、6割以上は留学仲介を通して留学している。一地方である山西省の場合、年間出国人数は7000人ほどがいる⁷。

山西省の留学仲介について、筆者は2007年9月～2008年4月、2009年10月、2011年8月～10月、2012年8月～10月、2013年2月～3月の各期間、現地で調査を行った。第1回目調査は留学仲介会社D社において留学生派遣作業の参与調査を行った。2回目は留学仲介会社のD社とS社、Z社、H社の4社を訪問調査した。2011年の8月から10月の第3回目では、民営日本語学校であり留学仲介業務も扱っているC社とM社を訪問した。2012年8月から10月の第4回目調査では、民営日本語学校C社に集中して調査した。2013年2月の第5回目調査は、山西省で仲介業者が集中してオフィ

スビルをかまえる王府商務大厦で、19軒の仲介会社うち10軒について訪問調査を行った。最初の調査内容は仲介会社の募集と運営に関する調査に留まっていたが、その後調査地の教育制度、外国语教育など関連する幅広い事項に調査対象が広がった。調査で得られた内容から、留学仲介会社の本質を明らかにしたい。

3.1 山西省における留学仲介業社の概要

現在山西省内で留学仲介業務を扱っているところは50か所ほどある⁸。留学仲介業社は政府の認可を受けた会社、語学教育機構、労務仲介会社、留学仲介資格をレンタルして事業を展開している会社、個人経営など、様々な形態の仲介業者がある。特に個人で経営する留学仲介業者は、事業の浮き沈みが激しく、参入や撤退ともに速い。そのため仲介者数の把握が難くなっている上に、仲介会社から提供されるサービスに一貫性がないため、依頼者とのもめ事が頻発している。

山西省で留学仲介資格の認定を受けた会社は7社⁹ある。著者が調べることができた範囲では、上記の7社以外に、他の地域の認定をうけた留学仲介の山西省支社が14社、語学教育機構が留学業務を携わっている会社や個人経営の留学仲介が21か所、合わせて42か所がある。(表1)

表1 山西省政府認定の留学仲介会社一覧表¹⁰

本社所在地	仲介会社名	設立年 (括弧は従業免許取得年)	所属
山西省太原	山西教育国際交流服務センター	1995年 (2000年)	山西省教育厅
	山西大任国際教育交流会社	1999年 (2000年)	民営
	山西華達出国留学コンサルタント服務会社	1993年 (2000年)	旧山西大学国際交流センター
	山西尊成科技文化会社	1998年 (2002年)	民営
	山西兆通外事情報服務会社	1993年 (2002年)	山西大学商務学院国際教育センター
	山西省出国留学人員服務センター	1998年 (2002年)	旧計画委員会、現在の発展と改革委員会
	山西省華帆文化交流服務コンサルタント服務会社		民営。2007年で資格免許の期限が切れた。
	山西省対外交流コンサルタントセンター協力開発部	(2003年)	山西省人民政府外事僑務弁公室

出典：中国教育部データおよび各社の資料にもとづき筆者作成¹¹

各社は他にもそれぞれ営業場所を持っているが、山西省で留学関連仲介業社が最も集中しているのは太原市の王府商務大厦である。王府商務大厦は山西省の省都太原市の繁華街に位置し、その周辺には金融機関や政府の庁舎が林立している。この建物だけで留学仲介業務を取り扱う会社は19社ある。以下はこの王府商務大厦内の業者に関するものである。

3.2 留学仲介会社の雰囲気

王府商務大厦は2005年建築の25階のビルで、高級マンションとビジネス用のオフィスの両方の機能を備えている。正面入口は大手銀行の中信銀行山西支店、西側入口から入ると広い玄関がある。右手の壁には、留学、移民、語学トレーニングなどの会社名が列記されている。

訪問調査で訪ねた筆者がビルの玄関に入ると、すぐに「留学に行かないか」と名刺上で留学顧問を名乗る高齢の女性に勧誘された。筆者は彼女の案内に従って仲介会社X社を訪ねた。会社入口の受付で名前と電話番号を記入し、会社内に入った。会社は120m²の部屋を仕切って幾つかのブースを作っていた。壁には過去の申請成功例のビザのコピーや入学許可書のコピーが貼ってあった。ブースの壁には米国やイギリスなど国名を書いた札が掛けられていた。

受付で申し込んだ内容について留学相談員¹²と具体的に相談することになった。1人の留学仲介相談員が複数国の相談を担当している。相談の対象となる国は、英語圏とほかの言語の国とを分かれている。英語圏の国では、留学希望者が最も多いアメリカとイギリス以外に、オーストラリア、カナダ、ニュージーランドなどの留学先がある。マレーシア、シンガポール、香港も英語圏留学先の次候補である。それ以外に、ロシア、フランス、ドイツ、イタリア、日本、韓国など、あらゆる先進国の教育資源が仲介会社の営業守備範囲にある¹³。「(留学する)目的国の教育機関と安定的な合作交流関係があること」¹⁴というのが政府から出される仲介資格認定条件の一つである。もし認

可外の国への留学希望者がやって来た場合には、留学希望者に対してまず自分が良く知る目的国を勧めるが、それでも留学希望者が自社の認可国以外を希望すれば、希望通りに受け付けと契約を行うか、あるいは同業の親しい関係にある仲介会社に紹介する。

目的国の中、アメリカは世界で最も良い教育資源を持ち、留学先として最も人気を集めている。その代り留学費用が最も高い国である。仲介相談員はアメリカが「値段が最も高く、クオリティーが最も高く、希望者が最も多い」国だと評価している。英語圏以外の国の場合、仲介会社は費用や文化的な魅力を利用して留学希望者を勧誘する。日本は英語圏国以外の主な留学目的国に相当するので、本稿は主に日本を渡航目的国とする仲介会社の事例を説明する。

3.3 留学仲介会社の実態

3.3.1 仲介会社内の人員組織

仲介を行っている会社はその業務量によって雇用人員数が異なっており、仲介人（経営者）にも詳しく知っている対象国があることから業務もその国を中心に関展開している。スタッフとしては、仲介人の下に何人かの仲介相談員（従業員）があり、主に接客や簡単な質問の応対をする。契約金およびの仲介サービスの内容決定などについては、仲介人との交渉が必要である。仲介会社の運営部門は、一般事務（宣伝、広告）、財務、仲介業務に分かれている。業務や財務には仲介人か仲介人と信頼関係がある人があたり、一般事務は雇用した人員に担当させている。

留学仲介会社の仲介人は、従来公的派遣業務を担当した公的機関の役人が転身したり、海外での生活経験がある人が起業したり、現在外国语塾を経営しながら兼業で留学仲介をしている人など様々である。現在では実際に相談にのってくれる留学相談員も国外生活経験のある人が多く、筆者が訪問した仲介会社A社では、国外留学帰国者の仲介相談員が5割ほどいるということであった。このことからすると、留学の仲介人は海外留学後

の留学生の就職あるいは起業先の一つであると言える。

仲介会社の仲介人は国際的な視野を備えた人物である。国際間の関連業務が改革開放の深化とともに拡大し、国際仲介業務も発展してきた。国外に派遣されるチャンスなどをとらえて国際的な視野を備えた人が留学仲介業に参入してきたのである。

仲介会社にとっては、仲介資格関係の認可権取得および仲介活動の円滑化のために、政府機関や関連部門に役職を持つか、あるいは近い分野で政府と人脈を築くことが重要である。表1から分かるように、山西省において公的許可を得て仲介業務に携わっている会社の多くが、政府の行政改革によって改組された部門である。このような仲介会社は、運営上は企業の形態をとっているものの、組織上はまだ政府機関の一部であり続けている。そのため、業務に際して教育部門や公安戸籍管理部門、公証機関、学校など様々な公的機関に連絡を取れる点で優位を保っている。もちろん外国語の通達、国外のビザ発行要件や受入機関の要求に応じて対応できるということは不可欠な要件である。

留学仲介を経営する仲介人は30代後半～40代の人が多いのに対して、実際に相談に乗る仲介相談員は20代～30代前半の人が多い。仲介相談員の彼らはホワイトカラーと言われても、実際の収入は出来高制で、定休日がほとんどなく、この仕事への定着性は小さい。一般的に留学相談員として2年働くというのは相当長い職務歴である。彼らの転職先は様々で、役所や国有企业といった安定職に転職したり、または仲介業で勤務しているという有利な条件を使って海外に留学したりしたケースもある。

3.3.2 留学仲介作業

留学希望者の募集

仲介会社が留学生を集めルートには以下の5つがある。

ア 自立的にルート（語学学校）を作って、留

学生を集めめる。

- イ 同業の会社から人を集めめる。
- ウ 留学仲介会社のCMを流し、希望者が直接コンサルティングに来るのを待つ。
- エ 知り合いからの紹介。
- オ 日本語学校に募集を出す。

この中でよくあるケースは知り合いの紹介である。現在の中国社会では、人々の間にお互いの信頼感が欠けている。コネを頼った紹介は目的国について知るルートを増やすだけでなく、留学者自身も安心感が得られる。

仲介人は留学意欲がある希望者に対して勧誘を行い、仲介会社を紹介して留学する決心を固めてもらわなければならない。国外大学の先進教育理念や公民教育を看板に市場経済に通用するスキルが身に着けられること、世界で留学先の認知度が高く、大学ランキングが高いこと、更に中国の受験戦争を回避し、大学入試倍率を低くさせる方法として留学希望者を集め。例えば、仲介会社D社の仲介人Aさんは日本留学のメリットを留学相談に来たWさんに、「中国の大学は世界で認知度が低い。一方で日本の大学は入試倍率が低いだけではなく、学歴が世界に通用する」と紹介していた。

更に、中国国内の大学の授業料個人負担化、学費の高騰、又は卒業後の就職難など切実な現況と比べて、「日本に留学している学生はほとんどバイトをしている。バイト代で生活費を稼ぎ、学費まで稼げる人も珍しくない」と説明している。バイトで学費を得るという方法で大学を通えること、また卒業して就職する際、帰国後外資企業で働くなどと勧誘する。

また、留学相談に来た人たちに日本の神秘感についても仲介会社F社の仲介人Sさんは留学相談でふれ、「日本は美しい国、きれいな国である。到着するとすぐ心から好きになる」、そして揺れている日中政治情勢に対しても「日中関係は僕ら一般民衆とは無関係で、自己実現することが第一だ」と説明する。ビザの審査についても、仲介人は自分の手腕を示すためにこれまでの仲介歴を留

学相談者にアピールする。

留学までの手続きと仲介会社が提供するサポート業務

統いて留学の決意を固めた留学希望者の希望に沿って、渡航国情報や生活経験を提供し、希望国に行くルートや方法を提案するのが留学仲介コンサルティング会社の作業内容である。

留学希望者は暫定的な方向が希望と一致すると、留学協議書にサインし、仲介手数料の一部を前払いする。残額は留学手続きの段階になり、ビザが出てから支払う。1万元から2万元程度の仲介手数料というのが業界の認識であったが、価格競争でより安い金額で留学希望者を募る業者も現れた。この仲介手数料の額は仲介会社の担当とのコネ関係の深さやサービス内容によって異なる。また、優秀と認められる留学申請人の仲介手数料は交渉によって減免はありうる。留学に出発するまでの費用は仲介手数料、目的国の留学先の第1期の学費以外に、その他費用も必要となる。公証処など役場に支払う費用、語学習得、文書の翻訳や出国ビザ用手数料などの諸経費が必要である。これ以外にも個人の状況によっては、必要書類を準備するために闇の費用を負担しなければならない。

留学仲介業社によって、提供するサービス内容や流れも若干異なる。訪問した仲介会社J社の留学相談員によると、山西省の事務所で受け付けた申請書類をまとめて北京の本部に郵送し、そこで書類の加工を行い、再び山西省に郵送で戻しているということである。

日本留学を例にすると、仲介が加工する書類は2点あり、ひとつは学校用、もう一つは入国管理局用である。一つ目の受け入れ先の学校については、留学希望者の保証人として、希望者に対して学力テストを含む様々な審査をする。審査が終わると、入学許可書が出る。もう一つは留学目的国の入国管理局審査用で、入国ビザ申請のために準備する資料である。日本の場合には入国管理局用と学校用と合わせて受け入れ学校側に提出する。

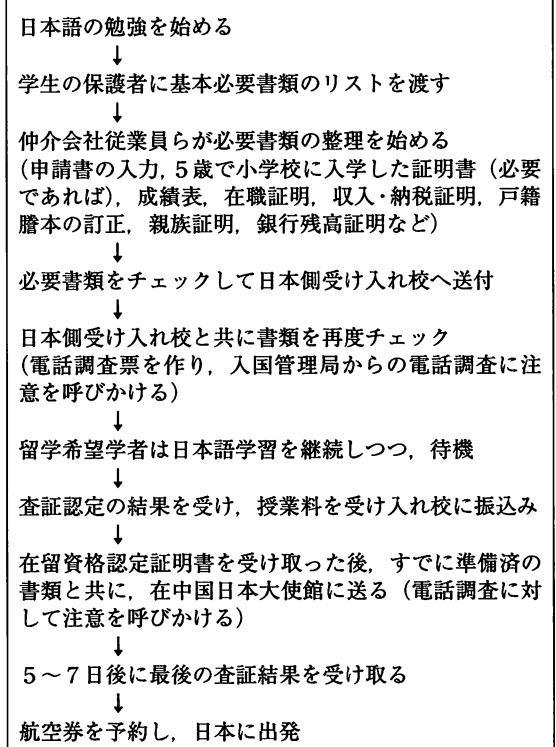
入学審査で落ちた場合には書類を留学希望者に返却する。

依頼主である留学希望者を指導して個人資料を整える際、私費留学で最も大切なのは経費支弁書類である。留学仲介D社の仲介人A氏は筆者に対して、「お金は留学仲介の核心、お金がないとどんな資料があっても意味なし」と話した。入国管理局に提出する預金残高証明証や通帳のコピー、さらに資金由来についての説明書を集め、申請者の条件に合わせて色つけ工夫する。その資料と公的機関の資料、翻訳文と合わせて資料を提出する。

(表2)

在留資格認定証明書が出たら、出国ビザ用の書類と合わせて北京の旅行会社を通じて在中国日本大使館で査証発行の申請をする。留学希望者には初めて出国する人が多いのでアドバイスをしつつ、国外旅行の準備や大使館からの確認審査の電話を待たせる。ビザが下りるまで仲介会社はサー

表2. 留学までのプロセス



出典：仲介会社D社の仲介作業表

ビスを提供する。

そのほかにも追加サービスとして、留学仲介会社は初めて出国する人たちに到着後の送迎サービスを提供する。以前は国外からの緊急連絡もサービス内容の一つであったが、現在は通信技術の発達によりこのようなサービスを行うところは少なくなってきた。

3.3.3 留学希望者と目的地

仲介が対象とする留学予備生

筆者は調査期間内に、複数仲介会社の30名ほどの日本留学予備生と付き合い、留学予備生家族を観察、インタビュー調査を行った。しかし調査対象者の留学予備生と長い付き合いによる信頼関係はなく、調査には難しい面があった。留学にかかる出費は一般家庭にとってかなり高額な支出である。その費用は一般家庭の給与収入では賄えないほどの額である。そうなると、留学費用の出所はどこかという問題と関係してくる。中国は未だ私有財産に関する法律が不十分で、法律的にはグレーゾーンの収入が存在する。調査対象者は筆者の調査に抵抗感を持っており、また微妙な問題であるため付き合いの長くない筆者を警戒する。しかし時間が経つにつれて調査対象と信頼関係を築き、費用の捻出についてもより確実な情報を収集した。取材対象は日本への留学予備生である。仲介対象の留学生予備生は以下のように分類できる。

ア 出身家庭は経済的にみると富裕層。若者文化に魅力を感じており、日本留学を希望する。

イ 出身家庭は経済的にみると資金が負担できる中間層。目的国を問わず、先進国の教育を受けることを希望する。

ウ 日本に親戚や知り合いがいる学生。社会人になっても進路が見つからず、国外に行く。この人たちは日本の情報を多少持っており、日本に憧れているものの渡航手段を手に入れることができていない。観光ビザの申請にも困っている。

山西省の留学仲介会社はほとんど省都の太原に集中している。留学仲介会社Z社の仲介人S氏は、「必ず良い高校があるところ」に仲介会社の出張所を作る。良い高校には学力と経済力のある高校生が集まっている。仲介会社が狙っている募集対象は経済力を備え、かつ学力がある学生だが、このような条件を満たす学生は良い教育資源の集中している中心都市にしかいない。優秀な高校生は国内大学の教育内容に不満があり、国外の大学を目指す例がしばしばあるが、仲介を経由して国際トップクラス大学に行く例は珍しい。経済、学問両面に優れて備えている留学希望者は、仲介を介す必要がないからだ。

実際に仲介が対象としているのは、留学希望者の出身学歴が高校生、高校新卒生、専門学校卒業の社会人、短期大学在学生、四年制大学卒業生である。このうち、高校卒業生（職業高校を含めて新卒、一浪）と短期大学生（在学、卒）が最も多く、その次に専門学校（卒）である。4年制大学や高校在学生は少ない。高校卒業生の中に大学進学試験に4年制公立大学の点数「第二ライン」¹⁵を満たさず、私立大学にも行きたくないため、仲介を通じて国外の大学に進学する。留学希望者の年齢は高卒年齢より2、3歳上で、20歳前後である。その理由としては、語学修得や進路先探しは、1年か2年の時間が必要だからである。

出国する人は意欲と共に、出国費用を調達、負担できる能力を備えていなければならない。国外の生活水準に即した経済力を備えているかは非常に重要なポイントである。単に生活費用と学費だけでも一般人には負担できないものである。それに対して留学する費用を平気に負担できるのは公的定例以上の収入を持つ幹部で、法的証明が受けにくい私営資産家は、留学経費の出所証明を提出することができない。留学仲介会社F社の仲介人S氏は、留学希望者Zさんの留学資金書を準備できないのではないかという疑問に対して、「それはだれでも揃えることができない書類なので、私たちが責任を持って作成する」と説明していた。

学力と経済力両方を備えた若者は仲介会社が狙

う対象であるが、実際に両方とも条件を満たしている人は珍しい。仲介会社は留学生をランク付けして考えている。留学予備生Lさんの母親は娘のビザ取得についての疑問に対して、仲介会社のD社の仲介人A氏は「我が会社の学生は四つのランクがあり、Aランクは経済力と学力がともに備えた人。Bランクは、経済力は備えているが学力が欠けている人。Cランクは、学力はあるが経済力に欠ける人。最後のDランクは経済力と学力が共に欠けている人。私たちはAランクのビザ取得に確実な自信をもっており、BとCランクのビザ取得についても努力する。最後のDランクだけは困っている。Lさんは我が会社の留学予備生のうち、どう見てもAランクに属している」とLさんの母親に安心させる言葉をかけた。仲介会社のF社の仲介人S氏は「留学ビザを確保する要件は20万元の人民元預金と日本語能力試験合格」であると筆者に説明した。

留学希望者が増える一方、仲介業への参入者も多くなった。仲介からの留学生の募集も積極的になった。募集する手段はテレビCMの放送、留学生募集講座、国際教育展示会を通して留学希望者を募る。もう一つの方法は、仲介会社の間で留学生を紹介しあうことである。両方の方法とも仲介人の人脈の広さや会社の経営テクニックに関わっている。

仲介会社D社の仲介人A氏の出身地は中心都市から300キロ以上に離れたY県である。Y県に近いところにA氏も出資している日本語学校がある。A氏の顧客には4種類のルートから来ている：①A氏も出資する日本語学校の学生、②出身地の知り合いからの紹介、③A氏知人からの紹介、④直接留学相談に来た人。Y県出身のある留学生はA氏を「人口販子」（人間を販売する人の意）とひそかに呼んでいるが、事実A氏のところに留学相談する人が絶えずいる。留学希望者は、個人で訪問するよりも、お互い誘いあって訪問して仲介会社で手続きをする人が多い。彼らは仲介人の力を借りて、特に留学資金の由来など説明文について受入機関やビザ発行機関に合理性を感じ

させ、査証を手に入れる。A氏は以上を通して、学校を卒業しても適切な進路が見つからなかった人を受け入れ国の労働力補充や受け入れ国の学校の定員補充のニーズに合わせて留学させていている。

仲介会社と留学目的地

留学仲介会社のサービスの中心は留学ビザ取得である。仲介会社D社のA氏によると、2008年以前は審査が厳しくビザ発給を拒否されることがしばしばあったが、2008年以降は入国審査で拒否される例は少なくなっている。しかし、仲介会社の仲介人は査証取得率を確報するため、日本の渡航先都市として非交付となる確率が高い大都市を避けて、交付率が高い地方都市への申請を勧める。勧める留学先は、入国管理局が認定した優良校の私立大学付属の日本語別科である。留学生に大都市志望は出来るだけ勧めないとしていた。

2008年以降に留学生の入国制限も大きく緩和されたのは、「留学生30万人計画」の発表と関係している。そして、2011年の東日本大震災後、日本への留学希望者の減少に伴い留学希望者の留学目的地の選択にはかなり自由度が大きくなっている。留学希望者は、特別な場合（親戚や知り合いのソーシャルネットワークが特定の地域に存在している）以外は、目的地として東京、大阪などの大都市を希望する。東京、大阪の日本語学校は第1番目の選択肢として現実味を帯びてきている（2010年ビザのカテゴリー上で留学と就学が一本化されたため、日本語学校に対する差別がなくなった）。現在では、留学目的地の選択主導権も仲介会社から、留学希望者に変わった。

4. 中国における留学仲介会社の存在と発生

4.1 留学仲介会社の歴史的変遷

中国では1978年に改革開放政策が打ち出される以前から、すでに留学は存在していた。当時の留学先は社会主義陣営内であった。1950年～1965年には、教育部から旧ソ連、東欧、キューバ、北朝鮮など29カ国に留学生10698人を派遣している¹⁶。

資本主義国に対しては、1976年までに1629名の留学生を派遣していたが、その主な目的は語学教育や研究であった¹⁷。当時は国家による厳しい管理制度の下にあり、個人の意志で自費留学することは制度上からも許されておらず、留学仲介業社も存在していなかった。

1981年1月1日、中国中央政府の国務院は教育部や外務部など7部門が提出した「自費出国留学についての請示」に対して、「自費出国留学の暫定」という自費留学の意見を示し、「自費留学は留学工作の大切な一部であり、人材養成の重要なルートとして自費留学する者を公的派遣する者と同様に取り扱う」¹⁸とした。1984年12月26日、国務院から新たに「自費出国留学の暫定規定」が発表され、個人で合法的な手続きの上、国外の助成金や奨学金を獲得し入学許可された者は、自費で国外留学することが許可された¹⁹。

しかし当時は生活水準差や収入差から公費出国者の不帰国事例が多く、政府も公派政策を控えるようになった。一方、自費留学者も大幅に増加した。1988年の時点で、国家公派者は3786人、単位公派者は3535人、自費留学者は5000人に達した²⁰。1991年末、国家教育部は「国家公派」「単位公派」「自費留学」という出国留学者の分け方を「公費出国留学」と「自費出国留学」の2種に改変した²¹。自費留学は徐々に公費出国留学数を上回っていったが、留学仲介というコンサルタントサービス業は一つの業種としてまだ社会の中で認知されていなかった。自費留学のルートは、主に身近な人から情報を得るか、自力で探していた。厳密な年月を示すことはできないが、1990年代末ごろから留学仲介業務を扱う業者が徐々に現れるようになった。大都市の大学周辺を中心に、留学申請書の代理という名目で個人経営する留学仲介が雨後のタケノコのように現れた。政府はこの業界を管理するため、1998年に教育部から私費留学仲介服務機構の設立許可を出した。教育部の留学服務センターや国家留学基金管理委員会²²から中国で最初の私費留学を担当する政府認定の仲介会社が生まれた。(図1)

人員や交流の拡大と商業やサービス業の進展とともに、情報提供のコンサルティング業がサービス業の一種として徐々社会にも認められるようになつた。元政府機関関連部門の市場化、商業化、営利化を受けた独立から出発した留学仲介業には、民間の資本も参入するようになった。

4.2 留学希望者から見た仲介会社の役割

私費留学者は公費留学派遣者より多くの問題に直面している。それは資金捻出と言葉の問題以外に、母国を離れて受け入れ先に行くための諸手続きに必要な書類作りに關係する問題である。

4.2.1 受け入れ国へ提出する手続きで発生する問題

まず公費派遣と異なり、私費留学生は個人として受け入れ国に信用されなければならない。そのため受け入れ国に詳しい仲介業者が必要になった。

収入、税金制度に関する違いをうめる

仲介業者は、中国社会と受け入れ国とで制度が異なるため事実のすり合わせをする。例えば受け入れ先からの留学経費捻出先の疑問に対して、仲介会社は「社会主義制度下の中国では、給料は小遣いだけであり、国から社会保障が提供されている。その意味では収入は過小評価されている」と説明する。

国外に留学する際には、一般人の給料収入以上の膨大な資金が必要になってくる。その資金の合法

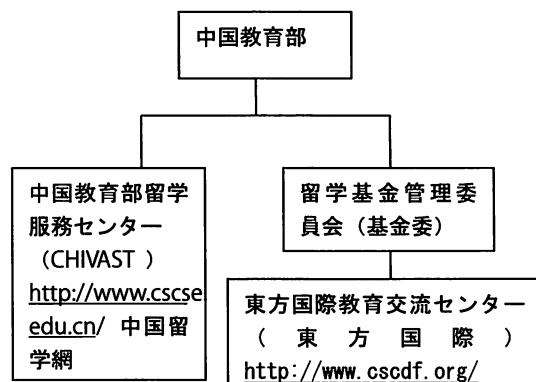


図1 教育部と傘下の留学仲介会社の関係図

性や、納税証明、さらに出金、入金の記録がある通帳、銀行残高証明など資金負担のできる証明が必要になってくる。ビザ発行の際の大変な条件として審査が厳しく、最も重要視しなければならない点である。社会主義中国において、福祉提供の方法、給料、私有財産、税金は法制上の意味において諸外国のそれとは違っている。市場経済の導入によって、その曖昧性が一層に強くなってきている。そのため、中国において多くの人が、収入や税金に対する意識が受け入れ国とは全く違っている。

例としては、改革開放前における配分制度の存在は国や就業「単位²³」が基本生活を保障しており、給料は生活改善の手段でしかなかった。国際社会で通用する収入の概念とは違っている。改革開放以降は商品経済や市場経済を導入しているにもかかわらず、その一部は保障されているが、その対象範囲は「単位」によって内容が違っている。そのため、全部を金額にして計算することはできず、収入とは必ずしも一致としない。同様に、改革開放以前、配分制度の存在があるため、市場経済の導入により間接税として商品の増殖税を付けたが、商品の商品税や所得税などの直接税が完備されているとは言えないである。

実際に資金が負担できる公務員の場合、所定給料が収入の僅かの部分しか占めていない。自営業の人々も納税義務を逃れるのは一般通例である。そのため留学を手に入れるためには、いかに合法性を留学先の入国管理審査官に認めさせるかにかかっている。

所得証明では税務機関は個人収入を把握できないというのが中国の実情である。把握できるのは、法的所定給料などの部分だけである。そのほか、多くの場合が、主な収入源は非課税収入である、その原因は様々であり、一概にこれらを不法収入とも言うこともできないが、国外の慣例にはそぐわないため説明が必要になってくる。

このようなことに対して、仲介人は条件に合わせて色つけし、審査官が納得するように説明する。または実状とは合わない金額の在職証明、あ

るいは収入証明様式を作り、本人に持たせて公印を押して認めさせる場合もある。調査地に確認できる範囲内には未だに月給制が一般的である。年収という保証は未だに民営、外国投資企業の中高層以外は存在していない。しかし、その時その時に、要項や慣例に応じて、内容を作成し事実と合わせる。更に、残高証明も他人の借入金を口座に入れて、適当な理由をつけて使用用途を説明する。教育システムの違いをうめる

1949年建国当初、社会主義制度を選んだ中国は旧ソ連の教育制度にならって中国式の教育制度を作った。その特徴は全民教育、社会教育、労働教育、専門教育である。50年代末頃、中ソ連関係が悪化しても、その教育制度は社会主義イデオロギーシステムに合致していたため、そのまま継続された。改革開放以降、従来の社会主義路線が修正され、教育の意義と必要な内容は大きく変わったが、教育はイデオロギー、政治制度と連動する部分があり、そのまま続けた部分もあった。

教育の改革が起こったが、従来から現在までに続けていたものと、新しい形式の教育機関にまじって、就学する本人も分らないほど非常に複雑な教育システムを持っている。例にすると、中国国内の教育制度は日本の4年制大学に相当する「普通本科」と短期大学に相当する「普通専科」以外に、共産党学校（中央共産党学校、省共産党学校、市共産党学校、県共産党学校）、成人教育、独学試験、廣播電視大学、職工大学、農民大学、管理幹部学院、教育学院、通信教育、夜間大学と従来の教育理念に沿って、さまざまな学校とコースがある。近年、教育の市場化が進むにつれて、民営の私立大学や軍学校（解放軍、武装警察）の「地方生」²⁴も現れた。さらに学院、大学と表記された学校の位置づけも受け入れ国と異なっている。例えば、「山西大学商務学院」「山西大学文学院」とは同じ「〇〇大学〇〇学院」という表記であるが、前者は「民営公助」²⁵の私立大学、後者は大学の一つ学部に相当する。仲介会社は、留学希望者に対して、受け入れ先に違う教育システムを説明するだけでなく、また受け入れ先に留学希望者のそれ

までの教育歴を説明しなければならない。留学仲介会社は異なった教育システムの橋渡しの作用を果たす。

個人情報に関する問題の解決

附表の日本M大学の留学生募集要項を参考し、仲介会社の仲介作業の具体的な例をあげて、受け入れ先に対する仲介会社の役割を説明する。

仲介会社は、特に要項で要求されている内容以外の細かい点への配慮が必要になってくる。その内容は主に以下の部分である。留学受入機関の要求に応じて資料を準備し、留学希望理由をアドバイスする。普通、留学希望者は言語上の問題によって現地情報から隔てられるため、留学先の情報を全く知らないことにたいして、仲介人の助言に従い、留学希望者の定番の理由を記入する。

都市開発に伴い、公共施設の改造、改修、改名などが多発し、同じ場所でも地名を幾つか併用して使っている例がよくある。中国側の人間はそれを理解するが、国外に出る際には受け入れ国が納得できるように、身分証明書、戸籍謄本、卒業証書など住所、年齢を一致させるように証書の訂正を行う。事前に公的機関の公安局で改訂を行う。身分で住所、年齢の違いが発生する原因是様々であるが、背景の一つは社会主義戸籍管理と改革開放以降の国内移動である。

＜戸籍＞

中国では、簡単に戸籍を移すことができないので、本籍地と居住地の不一致がしばしば発生する。例の一つとして、AはB地の専門学校に通った。原籍のA地からB地に移動したので、B地で身分証明書を作った。B地の専門学校を終えて、C地に就職したが、就職先が不安定な民営企業で、戸籍の管理や転入等は受理されなかった。そのため、B地の専門学校はAさんがもうB地に居ないという理由で、戸籍を原籍地のA地に戻した。結果として、C地にいるAさんは、戸籍がA地に、身分証明の住所はB地だが、実際にはC地にいる。これは特殊な事例ではない。

＜年齢と日付＞

年齢の登録も一つの事例である。農村出身が常

に遭遇する問題の一つは旧暦と新暦の混用である。中国農村と都市の二元化、経済開発により両方の移動が多くなっているが、意識にはまだ微妙な違いがある。生活中の農暦（旧暦）と正式文書の公暦（新暦）を記載の際に混同したことから、日付の混乱も起こった。したがって年齢についても混乱があり、入学や入隊時に要求通りに年齢を改訂しなければならないという事例もしばしばある。

＜公的な証明＞

公的証明や印章は、「公」と「私」の境界が曖昧になっている背景から、公的証明は時には担当幹部の家まで出向いて捺印承認してもらう場合もある。そのため、証明の発行を受ける際には、カレンダーを確認し、日付が土日、及び祝日になるのを避けるというのが必要な手順になってきた。社会の礼儀規範としての国際通例のように、証明を折らず、証明の印章を鮮明に正しい位置に押すなど仲介会社は繰り返し言い含める。

そのようにして作成した提出資料は繰り返し訂正確認された後、ようやく提出資料となる。

4.2.2 出国手続きで発生する問題

受け入れ先へ提出する書類の作成だけでなく、中国国内での出国手続きにも仲介会社は介入している。先行研究では政府組織の効率が悪く、付き合いにくいというところは仲介会社が介在する理由の一つであると指摘されている²⁶。筆者の調査では、留学希望者の個人証明資料準備の際に公的機関で問題が発生すると、仲介会社は一種相談役の役割を果たしている。

例えば、仲介会社D社で留学手続きした新卒者Zさんは、出国資料の提出期限までに学校からの卒業証明書を手に入れることができなかった。その状況を仲介人A氏と相談すると、A氏から「校長のZさんを私はよく知っているので、私が彼に電話をかけるから、あなたは良いたばこ2カートンを差し上げて」と言われた。新卒者Zさんは仲介人のアドバイスに従い、提出期限までに資料を整えた。これは政府の出国管理機関と深い人脈を

持つ仲介人が、留学希望者の個人資料準備に有効なアドバイスを与えた実例である。

また、2000年代以前はパスポート取得申請も留学仲介会社が行った事例も多かった。現在は出国について自由度が高まり、手続きも簡易化されてきている。そのため、出国手続きに関しては、仲介会社の存在は以前より小さくなっている。

4.3 政府による留学仲介業の管理

留学仲介市場で発生した留学生と留学仲介とのトラブルに対して、政府は是正する対策を講じた。マスメディアを通して、山西省内の仲介会社リストを公表した。留学希望者にはリストにある仲介会社で留学手続きにすることを勧め、「闇の仲介会社で手続きすると騙される」と注意を喚起した。また、留学仲介条例に違反する会社を注意処罰する。しかし、この両方の方法とも効果は限られていることを筆者は観察した。

その理由として、一つ目は仲介会社の提供するサービスはさほど変わらないことがある。資料の様式や入学先もほとんど同じである。仲介会社F社のS氏は筆者に「仲介会社のサービスはほとんど一緒、違うのは仲介担当と仲介手数料」と語った。二つ目の原因は、公認された仲介会社が存在するが、どの情報を基に判断して良いか曖昧である。マスメディアに公表された仲介会社のリストもしばしば変更されている²⁷。三つ目の理由は、仲介会社の場所、仲介会社数の完全資料は把握にくく、徹底的に処罰することはできない点にある。また最後の理由は、留学仲介会社の監査が教育庁、公安庁、工商局と三つの政府部門にある点である。3部門に分かれていることから協調性が保てず、監査しにくくなっている。

仲介会社も政府の取り締まりに対して対抗策を講じた。例えば、仲介手数料を別名目で納付する。語学訓練所は語学勉学科で行うこと、移民仲介会社は移民手数料の名目で徴収する。仲介会社は完全な法律ができるまで、現在の混乱状態がしばらく続いてゆくだろうと筆者は考える。

また認可を受けた仲介会社の多くは、元政府の

一部門の改変、また政府とコネを持つ人によって設立されている。このような「官立」仲介会社も業務のサービス内容では、認可を受けていなかつた会社とはさほど変わりがないが、「私は認定された会社であり、信用できる」ことを掲げている。実際の業務量の多さは、認定資格と関わるが、仲介自身の人脈はそれ以上に大事である。

4.4 留学先から見た仲介会社の役割

留学仲介会社は送り出し地山西省の留学生にとっては無くてはならない存在であるが、実際に留学生の受け入れ学校にとっても、留学仲介会社が厄介な感じがあったが、なくてはならない存在でもあった。

名古屋大学では留学生の仲介者を排除する方針が出された。その理由は「留学仲介者が研究計画を全部日本語で書いて、立派な日本語で書いてくる、けれども実際来た人は日本語をほとんどしゃべれなかったというようなことがありました」²⁸と仲介会社への苦情を述べた。実際に留学希望者は、送り出す国の「日本留学に関する情報が少ない。仲介業者を通じないと、日本に行くのは難しい。個人で申し込んで成功したという情報が少なすぎる」²⁹と言っている。また、「留学仲介業が存在する一つの理由は、実は日本留学の手続きの分かりにくさなのである」との解釈もあった。³⁰

筆者がインタビューした中国人留学生受け入れ校の学長は「中国では全般的にインフラ整備など、ハード面とソフト面が十分整備されてなく、留学生の募集コストが高く、連絡を保つには仲介会社が必要」と仲介会社の存在意義を述べた。当学長は、また「送り出す地の学校同士と交流パイプを作る」ことが望ましいと述べていた。

5. まとめと展望

中国で留学が発生した背景には、中国人が世界に溶け込もうとする発想があった。改革開放以降、個人の意思に基づく選択と財産所有が可能となり、基本的な生活水準を満たした上で、世界的

な教育水準や共通の意識を持たなければならぬということが意識され始めた。私費留学の増加に伴い民間仲介業が生まれ、新たな環境への対応を模索する出国者希望者を手助けするような役目を果たすことになった。

筆者は先行研究をふまえて留学仲介に関する問題を提示した。まず、留学仲介業者の問題が指摘されている留学生の「質」の問題に関して述べると、確かに仲介業者は自社利益を確保するために、学力より経済力を持つ留学予備生を積極的に受け入れている。しかし、仲介会社は渡航先学校との信頼関係を保持するために、仲介手数料の減免などの方法で優秀な留学予備生獲得のための工夫をしている。また、日本へ向けて留学生が出発する前には日本の生活習慣と経験を伝え、受け入れ社会に認められるように教育もしている。日本へやってくる留学生の学力の問題は、留学仲介業者の責任というよりは、むしろ日本の留学生受け入れ市場の設計に問題があると考える。

また、移住システム論で提示された斡旋組織の成立要因は、受け入れ国だけではなく、送り出す国の状況も関わっている。その理由として送り出す側中国においては、私費留学が多発する根本的な原因是、旧社会主义システムのイデオロギー理念に基づく教育と市場経済という現実の間の矛盾から発生している。この矛盾から発生する留学という需要は、制度上微妙な立場にあり、公的機関の大幅な改革や援助が期待できないことから発生しているといえる。私費留学には一つの問題がある。従来の社会主义理念の一つとして、「公」を重んじるために、「私」を最小範囲に抑えていた。改革開放以来中国は、政策転換で個人の私有財産が一定範囲に認められることになったが、経済制度と相応しい法律の整備が出来ていないため、法的財産や不法の境界、更に公的財産や私的財産の境界は未だ曖昧な部分が多い。受け入れ国の制度に合わせて、中国における財産について適切な説明役が必要である。また、私費留学は「公費派遣」と異なり、留学資金準備や言語上の問題以外にも、受け入れ機関からの信用問題、留学情報の入

手、国内の戸籍や「档案」身上行状書など数多くの出国書類を整えなければならないという問題が存在している。これは仲介の手を通さなければ殆ど解決できない問題である。そのため、留学仲介会社は自分が持っている人脈を利用してビジネスを始めた。業務を開拓するにあたっては、規制や法律が整備されていないこともあり、グレーゾーンの幅が広くある。たとえ留学仲介について高利営業、詐欺、裏社会との繋がりという点が指摘されるケースがあっても、止むを得ないと理解できる。

また本稿では、中国の留学は留学仲介という中間組織が業種として発生する1990年代中ごろから「相互扶助型」から「市場媒介型」に変化したことを示した。今後は検討の対象を留学生から移民に範囲を広げ、上記の2種類の中間組織のパターンの移行時期、変化の原因や移民への影響などを明らかにすることを今後の課題にしたいと考えている。

【注】

- 1 1978年の改革開放以来、中国の大陸から海外へ移動しようとする場合、留学という手段は最も重要な移動ルートである。留学生も移民の予備軍として準移民と呼ばれている。
- 2 王輝耀:『中国留学発展報告』社会科学文献出版社、2012、p170。2004年4月28日教育部「自費出国留学仲介服務委託契約書」発表記者会見における配布資料。
- 3 具体的な数字は把握しにくいものの、教育部のデータは正式に認可された仲介会社で手続きをした人数を提示したものであり、実際に仲介を通して出国する人はこの統計数を遙かに上回っていると推測される。
- 4 2011年に出国留学した中国人留学生は33.97万人である。そのうち9割以上が私費留学生である。私費留学生のうち6割以上は留学仲介を介して出国した。以上の数値から計算すると、年間留学仲介利用者は17万人ほどといえるということになる。出

- 国留学する人数は王輝耀:「中国留学発展報告(2012) No.1」社会科学文献出版社2012年9月p7に基づく。
- 5 新華網 : http://news.xinhuanet.com/overseas/2007-12/13/content_7236906.htm 20071213
- 6 中国教育部 : 2011年度我が国の出国留学人員状況統計: <http://www.moe.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/s5987/201202/130328.html> 20130323
- 7 中国招生信息網によると、2011年から現在まで毎年1回、山西国際教育展示会が開催されている。
- 8 筆者の手元には仲介会社42か所を記載した資料があるが、個人経営の仲介会社の一部を含めて50か所と大まかに推定企業数を記載した。
- 9 そのうち華帆文化交流服務コンサルタント服務会社の認可資格が2007年に切れた。
中華人民共和国教育部教育涉外監管信息網: <http://www.jsj.edu.cn/index.php/default/intermediary/lists/%E5%B1%B1%E8%A5%BF> 20130323
- 10 政府認定の留学仲介は以下の幾つかの条件を満たさなければならない。1.中央教育部発行の「自費出国留学仲介服務機構資格認定書」に基づき申請する。2.「留学仲介服務」内容を含む工商管理部門発行の企業法人営業免許をえること。3.教育部、公安部、工商行政管理局に届出る際に留学仲介服務協議書や600万円から1200万円までの預かり金などが必要。
- 11 中華人民共和国教育部教育涉外監管信息網: <http://www.jsj.edu.cn/index.php/default/intermediary/lists/%E5%B1%B1%E8%A5%BF> 20130323 合法とする仲介会社について、教育部の情報と違う新聞記事もある。「山西省の留学仲介を読み解く」山西商報 2006年1月24日
- 12 本文は仲介会社のスタッフについて、最初に応対する人を受付、一般的な留学相談によるスタッフを留学相談員、そして実際に仲介事業を運営する人を仲介人とそれぞれ呼称している。個人経営の仲介会社では、仲介人が留学相談にものることになる。
- 13 教育部国际合作と交流司の管理責任の下に公表されている中華人民共和国教育部教育涉外監管信息網には、世界43カ国の教育情報が載っている。2012年の統計によると、アメリカ33.86%，イギリス16.14%，オーストラリア12.72%，カナダ12.68%で、この4つの留学目的国で留学生の4分の3を占めている。
- 14 中華人民共和国教育部教育涉外監管信息網: <http://www.jsj.edu.cn/index.php/default/news/index/4220130324>
- 15 中国の大学入試の全国統一試験結果を受けて大学を選ぶ際の基準の一つ。「第一ライン」と「第二ライン」がある。成績が「第二ライン」に達していなければ、私立大学と短期大学にしか進学できない。
- 16 陳潔:「出国留学六十年」『中華讀書報』2011年03月02日
- 17 中国教育年鑑編集部:『中国教育年鑑1949-1981』、中国大百科全書出版社、1984、p666.
- 18 程希:「改革開放以来中国政府留学生選派留学生の政策変遷」、『華僑華人歴史研究』、1999年第1期、p39.
- 19 程希:「改革開放以来中国政府留学生選派留学生の政策変遷」、『華僑華人歴史研究』、1999年第1期、p40.
- 20 許志懷 関鍵:「四十年出国留学工作的回顧と思考」『神州學人』1989年第6期
- 21 程希:「改革開放以来中国政府留学生選派留学生の政策変遷」、『華僑華人歴史研究』、1999年第1期、p42.
- 22 国家留学基金管理委員会（略称国家基金委）は、国家教育部に直属する非営利の事業法人単位である。国家の法律、法規、方針政策に基づいて、中国公民の出国留学や外国公民の中国へ留学生を呼び寄せ管理する組織である。資金は主に国家留学基金プロジェクトの財政支援であるが、国内や国際、個人、企業の社会団体や組織の寄付金、援助も受け付けている。
- 23 「単位」に関する研究は、柴彦威 劉志林:「中国都市における単位制度の変化と生活活動および都市構造への影響」東京大学人文地理学研究16、P55-78、2003に参考してほしい。
- 24 軍学校が金を儲かるため、一般学生を軍学校に入れて教育を受けさせた。軍側から、その学生を「地方生」と呼んでいる。「地方生」は正式な軍籍を持っていない、直接軍の幹部にはならない。しかし、軍学校から教育システムに認めてくれる大学学歴を発行してくれる。ただ「地方生」は、公務員入試などに制限が設けられている。2006年から中国人民解放軍総政治部から、この形式のやり方を禁止したが、「地方生」の名前だけ「委培生」に書き換えた。2008年から「委培生」の募集も停止

された。

- 25 私立大学を扶助する政策の一つで、民間から出資し、国公立大学から看板や教育資源を貸すという私立大学の作り方。
- 26 広東省公安庁出入境管理処 广州市公安局出入境管理處連合課題組：『閩与广州市出国（境）仲介組織の調査と思考』『公安研究』1998年04期。
- 27 中国新闻网「山西太原：留学中介乱象」2011年08月20日に合法仲介を11か所と提示したが、太原新闻网/山西商报の2006年09月06日の報道は8か所しか提示してなかった。山西晚报2011年07月18日「山西太原：記者暗訪留学中介揭露黑幕」留学仲介の「常春藤国际」を閻仲介として提示したが、三晋都市报「自费出国留学中介：寒冬乱象面临洗牌迎春天」2012年11月19日の報道に「常春藤国际」を模範モデル留学仲介会社として提示した。
- 28 松浦まち子：「留学生にどう接するか～留学生相談室の経験から～」『国際教育センター紀要』第12号, p98.
- 29 韓立友 河合淳子：「日本の大学における留学生受け入れ体制の問題点及び解決策の探索—京都大学におけるアドミッション支援オフィス導入の背景と効果」『京都大学国際交流センター論考』第2号, 2012年2月, p44.
- 30 同上

【参考文献】

- 葉進：1990「在日中国人留学生の推移と現状」『季刊中国研究』(18), 社団法人中国研究所, pp59–70.
- 伊東雅之：2008「外国人研修生・実習生、留学生の諸問題」『人口減少社会の外国人問題総合調査報告書』国立国会図書館調査編 pp93–108.
- 浅田慎一：2004年5月25日「中国人留学生就学生の実態と受け入れ政策の転換」『労働法律旬報』(1576), pp20–29.
- 今西淳子：2002年4月18日「留学生の殺人事件、そして留学生受け入れ政策をめぐって」『かわらばん』第7号: pp1–12
- 寺倉憲一：2009年2月「我が国における留学生受入れ政策—これまでの経緯と『留学生30万人計画』の策定」『レファレンス』697号, pp27–47
- 韓立友 河合淳子：2012年2月「日本の大学における留学生受け入れ体制の問題点及び解決策の探索—京都大学におけるアドミッション支援オフィス導入の背景と効果」『京都大学国際交流センター論考』第2号, pp37–54.
- 高明珠：2010–09「中国人留学生の視点からみる日本の留学生政策」『同志社政策科学研究』12(1), pp1–15.
- 古山英二：2007「中国からの留学生激増の背景」『日本橋学館大学（紀要）』第6号, pp77–84.
- 周飛帆：2005–03–31「中国人の国際移動とその社会的メカニズム」『千葉大学人文研究』(34), pp191–215,
- 庚欣：2011年1月「中国人留学生の「質の確報」に向けた学歴など認証システムの普及・促進への取り組み」『留学交流』日本学生支援機構vol.23 no.1, pp20–23.
- 松浦まち子：2011「講演留学生にどう接するか：留学生相談室の経験から（「留学生教育・指導に関するFD・SD講演会」報告）」『南山大学国際教育センター紀要』12, pp95–107.
- 全国学校法人立専門学校協会：2011年3月「専門学校における留学生受け入れ実態に関する調査研究報告－平成18年度－」
- 柴彦威 劉志林：2003「中国都市における単位制度の変化と生活活動および都市構造への影響」『東京大学人文地理学研究』16, pp55–78
- 金松花：2011年3月「中国移民研究における移住システム論の意義」『奈良女子大学社会学論集』奈良女子大学社会学研究会, Vol.18, pp133–150
- 樋口直人：2001「ブラジル・パラオ州における日系人労働者斡旋組織」『徳島大学社会科学研究第14号』pp69–90
- 2002「国際移民の組織的基盤—移住システム論の意義と課題—」『ソシオロジ』47 (2) : pp56–72
- 稻井富赴代：2010「高松大学における中国人留学生の気質の変化について」『高松大学研究紀要』(52, 53合併号), pp229–258.
- 横田雅弘：2009年3月『中国における日本と諸外国への留学生送り出し要因の比較研究～IDP方式の将来予測』2008年明治大学新領域創成型研究費
- 周聿峨；阮征宇：2003年03月「当代国际移民理论研究的现状与趋势」『暨南学报』(哲学社会科学版)
- 程希：1999「改革開放以来中国政府留学生選派留学生的政策変遷」，『華僑華人歴史研究』，第1期。
- 許志懷 関鍵：1989「四十年出国留学工作的回顧と思

考」『神州学人』第6期。
 広東省公安厅出入境管理處 广州市公安局出入境管理處連合課題組：1998年04期「閩与広州市出国（境）仲介組織の調査と思考」『公安研究』。
 王輝耀：2012「中国留学発展報告（2012）No.1」社会科学文献出版社
 中国教育年鑑編集部：1984『中国教育年鑑1949－1981』、中国大百科全書出版社
 韋鈺：1998年6月23日「出国留学工作二十年—記念鄧小平同志關於擴大派遣留学人員講話二十周年」、『中国教育報』
 陳潔：2011年03月02日「出国留学六十年」『中華讀書報』
 中華人民共和国教育部教育涉外監管信息網：
<http://www.jsj.edu.cn/index.php/>
 新華網：<http://news.xinhuanet.com/overseas/2007->

12/13/content_7236906.htm20071213
 山西商報：2006年09月06日
 Gracia LIU-FARRER：2008 “The Burden of Social Capital: Visa Overstaying Among Fujian Chinese Students in Japan” *Social science Japan Journal Vol.11 No.2 pp241－257*
 2009 “Educationally Channeled International Labor Mobility: Contemporary Student Migration from China to Japan.” *International Migration Review Volume 43 Number 1 Spring. pp178－203*
 Lalonde, R. J. and Topel, R. H.: 1997 “Economic Impact of International Migration and the Economic Performance of Migrants.” In Rosenzweig, M. R. and Stark, O. eds. *Handbook of Population and Family Economics (Vol.1-B)*, Amsterdam: Elsevier: pp799－850.

【附表】出願書類(国外入国留学生の条件を合わせて抜粋)

表3 本人（入学志願者）が用意する書類

出願書類		注意事項
1	M大学別科日本語研修課程入学願書	必ず入学志願者本人が自書してください。
2	高等学校の卒業証書（または卒業証明書）または卒業見込み証明書	原本を提出してください（後日返却します）。公証書不要です。
3	高等学校の成績証明書	各学期別の成績が記載された物を提出してください。
4	写真4枚（縦4cm×横3cm）	光沢カラー、正面無帽、無背景、3か月以内に撮影したもの
5	日本語能力を証明するもの（aかbのいずれか）	a 日本語能力試験などの成績結果（後日返却します） b 日本語教育機関発行のもの（日本語能力を明記）
6	在留資格認定証明書交付申請書	法務省所定用紙に入学志願者本人が自書してください。
7	履歴書 書式5（認定、学生用） 書式5の2（履歴書その2）	法務省所定用紙に入学志願者本人が自書してください。「履歴書その2」の内、9. 就学理由を日本語以外で記入する場合は、日本語訳を添付してください。
8	健康診断書	本学所定の用紙を提出してください。

注1 大学（または短大）を卒業または卒業見込みの者は、その証明書及び各学期別の成績証明書を提出してください。

注2 在学生は、在学している学校の「在学証明書」「成績証明書」を提出してください。

注3 本国の出身学校の照会先（電話番号、fax番号、住所）を添付してください。

注4 中国国籍の出願者（国外出願者）は下記の書類も提出してください。

高等学校卒業生は①と④を、大学（または短大）卒業生は②と④を、大学（または短大）、在学生は③と④を提出してください。

① 「全国大学統一試験（高考）成績認証報告書」または「高校卒業試験（会考）成績認証報告書」

② 「大学（または短大）卒業証書認証報告書」

③ 「全国大学統一試験（高考）成績認証報告書」

④ 家族全員の戸口簿の全ページのコピー

表4 保証人が用意する書類（新規入国者のみ）

書類		注意事項
1	身元証明書（本学所定用紙）	保証人が自筆で記入し、署名、捺印してください。
2	在職証明書	会社員は「在職証明書」、自営業は「登記簿謄本の写し」、会社を登記していない場合は「確定申告の写し」を提出してください。
3	住居証明書	次のいずれかに該当する書類を提出してください。
	①保証人が国内に在住する日本人	「住民票」
	②保証人が国内に在住する外国人	「登録原票記載事項証明書」
	③保証人が国外に在住する者	住所を記載した戸籍謄本

(注) 保証人になれる資格条件は、次の通りです。

- ①保証人は原則として父または母とし、入学志願者がM大学別科に在学中、規則を守らせ、その身元および留学経費一切に関する事項について、責任を負うことのできる者でなければなりません。
- ②前記①の責務を果たせる者であれば、父母に代わる独立の生計を営む成年者の親族や友人でも構いません。
- ③保証人は日本に在住しているか否かは問いません。

表5 経費支弁者が用意する書類（新規入国者のみ）

入学志願者の両親など親族から国外から学費、生活費を送金する場合

書類		注意事項
1	経費支弁書 (法務省所定の用紙)	支弁者本人が自書してください。日本語、中国語、英語以外で記入する場合は日本語訳を添付してください。
2	預金残高証明書	支弁者本人名義の銀行等の預金残高証明書 資産形成に至る過去3年間の銀行通帳コピーを提出してください。 ○中国の支弁者は、定期存款存单コピーを提出してください。
3	在職証明書または職業証明書	「在職証明者」(会社の所在地、代表者氏名が明記されたもの) 会社経営者、個人営業者は「登記簿謄本」
4	給与支払証明書及び納税証明書等	支弁者の個人収入を証明するものを提出してください（過去3年分）。 ○中国の支弁者は、納税証明書を提出してください。
5	親子関係、親族関係を証明する書類	志願者と親族関係を証明する書類を提出してください。 ○中国の支弁者は、親族関係の公証書および「戸口簿」の全ページのコピーを提出してください。